伊東市屋内戸別受信機設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、市民及び市民以外の市内滞在者が適切な避難行動を取ることができるよう、屋内における情報伝達手段として屋内戸別受信機(以下「受信機」という。)の設置を行う者に対し、予算の範囲内において伊東市屋内戸別受信機設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、伊東市補助金等交付規則(昭和39年伊東市規則第11号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者等)

- 第2条 補助金の交付対象者は、申請日において次の各号のいずれかに該当する者であって、以前に同一の種類の受信機に対する市の補助金、交付金その他これらに類するものの交付を受けていないものとする。
  - (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者
  - (2) 本市の固定資産税課税台帳に登録されている建物(倉庫、車庫等を除く。以下「建物」という。)又は本市に不動産登記されている建物を所有している者
- 2 補助金の交付対象機器は、市内においてインターネット回線を使用し、防災情報等の 自動配信を受信するために必要なテレビ接続型受信機とする。

(補助回数の制限)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる回数は、1戸当たり1回とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費は受信機の設置に要する経費のうち受信機購入に係るものとし、補助金額は1戸当たり10,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、受信機の購入前に、補助金交付申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の 交付又は不交付を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、申 請者に通知するものとする。 (請書)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、 速やかに請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第8条 交付決定者は、申請内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速 やかに計画変更(中止)申請書(第4号様式)を提出し、市長の承認を受けなければな らない。

(変更等の承認決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更又は中 止の承認又は不承認を決定し、計画変更(中止)承認(不承認)通知書(第5号様式) により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

- 第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて完了報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。
  - (1) 交付決定者が受信機を購入したこと及び購入に要した経費を証明する書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第7号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求兼領収書 (伊東市会計規則(昭和63年伊東市規則第1号)第18号様式)を市長に提出しなけ ればならない。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の 決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができ る。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定条件その他法令に違反したとき (委任)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 補助金交付申請書

年 月 日

伊東市長様

伊東市屋内戸別受信機設置費補助金の交付を受けたいので、申請します。

また、この申請の内容を審査するために、申請者の住民基本台帳又は固定資産税台帳を確認することに同意します。

申請者	住所又は 所在地	〒	
	(ふりがな)		
	氏名又は		
	法人の名称 代表者の職・	(E	印
	氏名		
	電話番号	固定・携帯 ( )	
補助対象該当条項		第2条第1項第1号・第2条第1項第2号	
建物地番 (第2条第1項第2号 該当の場合)		伊東市	
購入(予定)価格		円	

※ 第2条第1項第2号により補助金交付申請をする場合で、申請時点において本 市の固定資産税課税台帳に未登録の建物を所有の方は、当該建物の登記事項証明 書の写しを添付してください。

### 補助金交付(不交付)決定通知書

 伊東市指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

伊東市長

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり決定したので伊東市屋内戸別受信機設置費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

円

- 1 補助金交付決定額 金
- 2 補助対象該当条項 第2条第1項第 号
- 3 建物地番(第2条第1項第2号該当の場合)伊東市
- 4 理由 (不交付の場合)
- 5 条件

補助事業実施に当たっては、伊東市補助金等交付規則、伊東市屋内戸別受信機設置費補助金交付要綱、その他関係法令等を遵守すること。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

年 月 日

伊東市長 様

申請者氏名

請書

年 月 日付け伊東市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた事業については、伊東市屋内戸別受信機設置費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、市長の定める条件を守り、責任をもって補助事業を遂行するようここに請書を提出します。

### 計画変更 (中止) 申請書

年 月 日 伊東市長 様 住所 申請者

氏名

年 月 日付け伊東市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた補助 事業について、次のとおり変更(中止)したいので、伊東市屋内戸別受信機設置費補助金交 付要綱第8条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更(中止)の内容
- 2 変更 (中止) の理由
- 3 交付決定額等
- (1) 当初交付決定額 円
- (2) 変更(中止)後補助申請額 円

### 計画変更(中止)承認(不承認)通知書

伊東市指令	第	号
年	月	日

様

伊東市長

年 月 日付けで申請のあった計画変更(中止)について、次のとおり承認 (不承認)をしたので、伊東市屋内戸別受信機設置費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、 通知します。

記

- 1 変更(中止)承認の内容
- 2 理由 (不承認の場合)
- 3 交付決定額等

 (1) 当初交付決定額
 金
 円

 (2) 変更 (中止) 承認後補助申請額
 金
 円

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

### 完了報告書

年 月 日

伊東市長様

住所

申請者

氏名

年 月 日付け伊東市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、伊東市屋内戸別受信機設置費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定を受けた額 円
- 2 受信機購入に要した経費 円
- 3 受信機購入年月日 年 月 日

## (添付書類)

- 1 交付決定者が受信機を購入したこと及び購入に要した経費を証明する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

# 補助金交付額確定通知書

		矛		亏
		年	月	日
様				
	伊東市長			印

年 月 日付けで提出があった完了報告書を審査した結果、補助金の額が確定したので、伊東市屋内戸別受信機設置費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、通知します。

 1 補助金交付決定額 金
 円

 2 補助金交付確定額 金
 円